[はじめに] 認定要領を参照のこと

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、 に✓を 入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について 障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること。 (各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)

覚 障 害 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。

平衡機能障害 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

音声・言語機能障害 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

そしゃく機能障害 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

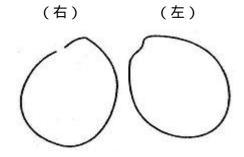
右	dВ
左	dВ

*100dB 以上の音が聴取できない場合は 105dB として計算する。 オージオメーター上 110dB 以上測定されても 105dB を最高値とする。

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴	
感	音	性	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状態



- (4) 聴力検査の結果(年月 日測定) (ア又はイのいずれかを記載する)
- ア 純音による検査

オージオメータの型式

		500	10	00	20	00	Hz
0							
0							
10							
20							
30							
40							
50							
60							
70							
80							
90							
100	dB						

イ 語音による検査

ONE		
語音明瞭度	右	%
	左	%

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無 (注)2級と診断する場合、記載すること。

3「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(家族及び周囲に対する日常のコミュニケーションの状況について具体的に記載のこと)

4「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1)障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の に√を入れ、さらに 又は の該当する に√又は()内に 必要事項を記述すること。

「該当する障害」

そしゃく・嚥下機能の障害 「 そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 咬合異常によるそしゃく機能の障害 「 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・ 摂取方法に著しい制限がある。 その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

参考 各器官の観察点

・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射

• 舌 : 形状、運動能力、反射異常

· 軟 口 蓋: 挙上運動、反射異常

・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の睡液貯溜

所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を 詳細に記載すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査	
参考1 各器官の観察点	
・ 口腔内保持の状態・・ 口腔から咽頭への送り込みの状態・・・	
・ 咽頭挙上と咽頭内腔の閉鎖の状態	
・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	
参考2 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点 ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
・ 誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)	
エックス線検査()
内視鏡検査 (その他 ()
	,
所見(上記の枠内の 参考 1 と 参考 2 の観察点から、嚥下状態について 詳細に記載すること。)	
)
	J
で合異常によるそしゃく機能の障害 でいます マイス マイス マイ・マイ マイ・マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ アイ・マイ マイ・マイ マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ・マイ マイ マ	
a 障害の程度	
著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 *別様式「歯科医師による診断書・意見書」の添付も必要	
その他	`
	J
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	
ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。) <i>C</i>	$\overline{}$
	J
イ そしゃく機能(食物の粉砕、切断、及び混合の状態を観察する。口唇・口蓋裂では、 顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)	上下
)
	J
(2) その他(今後の見込み等)(2) インカー・(2) その他(今後の見込み等)	$\overline{}$
	J

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の に√を入れること。)

「そしゃく機能の喪失」(3級)

: 経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害 具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

「そしゃく機能の著しい障害」(4級)

: 著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害 具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、 咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

*歯科矯正治療等の適応と判断されても、そしゃく機能障害が軽微~軽度なら身体障害者に該当しない。

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS 規格によるオージオメータで測定すること。 d B 値は、周波数 500,1000,2000Hz において測定した値をそれぞれ a,b,c とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a,b,c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベル算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。